

特定秘密保護法の運用基準閣議決定に抗議し、同法の廃止を求める意見書

安倍内閣は10月14日、特定秘密保護法の秘密指定や解除の在り方を定めた運用基準を閣議決定し、同法施行日を12月10日とする政令も決定した。この特定秘密保護法は昨年の12月6日、多くの国民の慎重審議や反対を求める世論を無視し、国民的議論がないまま強行採決された法律である。

すでに明らかなようにその実態は、憲法で保障された「知る権利」や「言論・表現の自由」などの基本的人権を侵害する恐れが強く、又、秘密を行政の長が指定し、何が秘密かさえ知らない内に国民が情報漏えい者として重罰を科されかねない、国民主権の冒涇、国家による苛烈な言論統制につながる法律である。そもそも情報は国民のものであり、本来はすべて国民に開示されるべきものである。

国民の「知る権利」や情報公開の拡大は民主主義社会の根幹にかかわる問題であるが、同法はこれに相反し、特定秘密の範囲があまりにも広く、定義もあいまいで乱用される危険性が高く、市民団体の情報収集活動も標的にされ、委縮が懸念される。又、特定秘密を取り扱うため「適正評価」の対象が公務員だけでなく、防衛産業や大学の関係者、一般市民も対象とされている。取材や報道の自由も侵害され、拡大解釈で政府への反対活動も規制されかねず、抑圧的な社会になる恐れが懸念される。

特に、米軍基地が集中し日常的に基地のしわ寄せを余儀なくされる沖縄は、秘密の対象となる「防衛秘密」や「外交秘密」と深くかかわり、影響を最も受ける地域である。それゆえ、県民みずからの生命や財産を守るための実態把握さえできなくなり、憲法で保障された権利が制限されることになる。

よって、本町議会は国民の知る権利や言論・表現の自由及び町民の生命と財産を守る立場から、特定秘密保護法の運用基準閣議決定に抗議し、同法の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成26年10月20日

沖縄県西原町議会

あて先：内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長